

資料編

(1) 設置の趣旨

横須賀市基本計画（2011～2021）を策定するにあたり、市長の諮問機関として計画素案をもとに審議するために設置

(2) 開催方法等

①開催方法

全体会、交流・共生・創造の3分科会、座長・副座長会により開催

【各分科会の担当】

分科会名	担当するまちづくり政策の目標・まちづくりの推進姿勢
交流分科会	<p><まちづくり政策の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇いきいきとした交流が広がるまち <p><まちづくりの推進姿勢></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇市民協働によるまちづくりの推進 ◇効率的な都市経営の推進 ◇地方分権と広域連携の推進
共生分科会	<p><まちづくり政策の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇海と緑を生かした活気あふれるまち ◇安全で快適に暮らせるまち
創造分科会	<p><まちづくり政策の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇個性豊かな人と文化が育つまち ◇健康でやさしい心のふれあうまち

②開催回数

平成21年度：計3回（全体会1回、各分科会2回）

平成22年度：計6回（全体会1回、各分科会4回、座長・副座長会1回）

(3) 委員名簿

〈50音順、敬称略〉

所 属 等	氏 名	分 科 会	役 職
公募による委員	青 木 康 太	共生分科会	
横須賀市観光協会	伊 藤 智	交流分科会	
横須賀市老人クラブ連合会会長	植 竹 喜 三	創造分科会	
横須賀市医師会副会長	遠 藤 千 洋	創造分科会	
東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授	大 西 隆	—	◎
障害者施策検討連絡会代表	大 武 勲	創造分科会	
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長	小野間 重 雄	交流分科会	
横浜国立大学名誉教授	影 山 清四郎	創造分科会	●
クリーンよこすか市民の会副会長	加 藤 茂 雄	共生分科会	
横須賀市母親クラブ連絡会顧問	川 名 亘 子	創造分科会	
公募による委員	木 村 武 志	共生分科会	
横須賀商工会議所会頭	木 村 忠 昭	共生分科会	
日本環境衛生センター会長	小 林 康 彦	共生分科会	◇
神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授	澤 田 信 子	創造分科会	◆
横須賀市安全・安心まちづくり推進連絡協議会副会長	高 須 和 男	共生分科会	
横須賀集客促進実行委員会	高 瀬 順 治	交流分科会	
よこすか葉山農業協同組合副組合長	高 山 英 夫	共生分科会	
三浦半島地域連合副議長	土 橋 雅 一	交流分科会	
公募による委員	鳥 居 里 美	交流分科会	
横須賀青年会議所直前理事長	中 台 学	交流分科会	
公募による委員	永 田 翔 吾	交流分科会	
横須賀市連合町内会会長	西 原 徹	交流分科会	
横須賀市自然・人文博物館長	林 公 義	共生分科会	
横須賀市漁業振興協議会副会長	原 田 昭 一	共生分科会	
横須賀市社会福祉協議会会長	藤 原 尉 夫	創造分科会	
中央大学総合政策学部教授	細 野 助 博	交流分科会	●
横須賀市子ども会指導者協議会事務局長	松 本 敬之介	創造分科会	
大妻女子大学社会情報学部教授	松 本 暢 子	共生分科会	◆
東京工業大学大学院総合理工学研究科人間環境システム専攻准教授	室 町 泰 徳	交流分科会	◆
公募による委員	森 川 菜 摘	創造分科会	
早稲田大学大学院ビジネススクール教授	吉 川 智 教	共生分科会	●
横須賀市立小学校長会副会長	吉 村 彰 展	創造分科会	
公募による委員	渡 辺 昌 昭	創造分科会	

◎：委員長 ◇：委員長職務代理者 ●：各分科会座長 ◆：各分科会副座長

(以上33名)

■前任者

所 属 等	氏 名	分 科 会	役 職
横須賀集客促進実行委員会	四 宮 浩	交流分科会	
横須賀市観光協会	中 村 一 郎	交流分科会	

(4) 審議経過

会議名	開催日	審議内容	意見件数
第1回 総合計画審議会 (全体会)	平成22年1月12日	横須賀市基本計画の諮問 総合計画審議会の運営について 横須賀市基本計画1次素案について	31
第1回 創造分科会	平成22年2月3日	横須賀市基本計画1次素案について (施策体系)	52
第1回 共生分科会	平成22年2月9日		53
第1回 交流分科会	平成22年2月22日		40
第2回 共生分科会	平成22年3月8日	横須賀市基本計画1次素案について (施策体系)	64
第2回 創造分科会	平成22年3月9日		58
第2回 交流分科会	平成22年3月19日		35
第3回 共生分科会	平成22年4月6日	横須賀市基本計画1次素案について (重点プログラム)	31
第3回 創造分科会	平成22年4月8日		42
第3回 交流分科会	平成22年4月12日		45
第4回 交流分科会	平成22年5月19日	横須賀市基本計画2次素案について (施策体系)	31
第4回 共生分科会	平成22年5月20日		35
第4回 創造分科会	平成22年5月20日		53
第5回 交流分科会	平成22年5月20日	横須賀市基本計画2次素案について (施策体系)	49
第5回 創造分科会	平成22年5月21日		76
第5回 共生分科会	平成22年5月24日		49
第6回 交流分科会	平成22年7月15日	横須賀市基本計画3次素案について	29
第6回 共生分科会	平成22年7月15日		36
第6回 創造分科会	平成22年7月16日		54
座長・副座長会	平成22年8月6日	横須賀市基本計画4次素案について	59
第2回 総合計画審議会 (全体会)	平成22年9月6日	横須賀市基本計画答申案について 横須賀市基本計画の答申	48
合 計			970

(5) 答申

平成22年（2010年）9月6日

横須賀市長 吉田 雄人 様

総合計画審議会

委員長 大西 隆

横須賀市基本計画（2011～2021）について（答申）

平成22年1月12日付け横企企第48号で素案を付して諮問がありました「横須賀市基本計画（2011～2021）」について、別添のとおりとりまとめましたので、答申します。

本審議会は、全体会、3つの分科会、座長・副座長会など9回にわたり会議を開催し、横須賀市が提示した素案をもとに、専門的な見地や市民としての視点で、積極的な討議を重ね、慎重に審議してきました。

その結果として、本計画では、少子高齢化、人口減少の進展、厳しい財政状況など、自治体にとって危機的とも言える情勢を認識しつつ、基本構想で掲げた都市像を実現するために、今後11年間に取り組む基本的な政策・施策を体系的に位置付けています。

横須賀に縁の深い咸臨丸が荒波を乗り越えて大陸に辿り着いたように、この計画が、「国際海の手文化都市」の旗を掲げる横須賀にとって、さまざまな荒波を乗り越え、夢のもてる明るい豊かな社会に辿り着くための羅針盤となれば幸いです。

なお、この答申は、各委員から出された970件にもわたる数多くの意見を積み重ねて策定しました。計画の実施にあたっては、これらの意見が今後の市政に十分生かされるよう配慮するとともに、的確な進行管理を行い、効果的かつ効率的な市政運営に努められることを切に要望します。

(6) 総合計画審議会条例

平成8年3月27日

条例第6号

(設置)

第1条 本市の総合計画における基本構想及び基本計画に係る重要事項に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に横須賀市総合計画審議会（以下「審議会」という）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の代表者及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平21条例25・一部改正）

(委員長)

第3条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 都市政策審議会条例（昭和53年横須賀市条例第3号）は、廃止する。

附 則（平成21年4月1日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

(7) 総合計画審議会運営要領

1 運営形態

全体会、分科会、座長・副座長会の併用方式とする。

2 構成

(1) 全体会

- ・委員全員により開催する。
- ・会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催できない。

(2) 分科会

- ・「交流」、「共生」、「創造」の3分科会を設置し、委員長を除く委員全員がいずれかの分科会の委員となる。
- ・分科会に座長、副座長を置き、座長、副座長は、学識経験者の中から委員長が指名する。
- ・分科会は、委員の半数以上の出席がなければ開催できない。

(3) 座長・副座長会

- ・座長・副座長会は、委員長、委員長職務代理者と各分科会の座長、副座長により開催する。
- ・座長・副座長会は、委員の半数以上の出席がなければ開催できない。

3 審議内容

(1) 全体会

- ・分科会及び座長・副座長会における審議内容をもとに、全体を通しての審議を行う。

(2) 分科会

- ・計画全文の諮問であるため、分量など審議の効率を考慮して、「まちづくり政策」、「まちづくりの推進姿勢」を3分科会で分担して審議する。
- ・「重点プログラム」については、関連した部分を中心に審議する。

(3) 座長・副座長会

- ・分科会における審議内容をもとに、計画全体としての調整を行い、答申策定に向けた調整を行う。

2 横須賀市基本計画の策定に関する特別委員会

(1) 名称

横須賀市基本計画の策定に関する特別委員会

(2) 定数

12名

(3) 設置区分

法定（地方自治法第110条）とする。

(4) 付議事件

横須賀市基本計画（平成23年度から平成33年度）の策定に関する審査を行う。
（審査案件に関連する議案・請願・陳情を付託する。）

(5) 設置期間

付議事件が終了するまでとする。

(6) 委員の任期

原則付議事件が終了するまでとする。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(7) 活動時期

会期中を原則とする。審査が終了しない場合は、閉会中も審査する。

(8) 常任委員会との関係

特別委員会の付議事件は、特別委員会の設置期間に限りこれを所管する常任委員会から、当該特別委員会に移譲され、当該案件に関する常任委員会の権限は停止される。

(9) 開催日程

回数	開催日	備考
第1回	平成21年9月17日	
第2回	平成21年12月10日	
第3回	平成22年1月26日	
第4回	平成22年3月24日	
	平成22年3月26日	市議会本会議において第1回中間報告
第5回	平成22年5月13日、14日	
第6回	平成22年6月18日	
第7回	平成22年7月30日	
第8回	平成22年8月26日	
	平成22年9月2日	市議会本会議において第2回中間報告
第9回	平成22年9月10日	
第10回	平成22年12月10日	
第11回	平成23年2月4日	
第12回	平成23年2月22日	
	平成23年3月3日	市議会本会議において最終報告、議決

(10) 委員名簿

〈委員長、副委員長を除き50音順、敬称略〉

会 派 名	氏 名	役 職
新政会	伊 藤 順 一 加 藤 眞 道 山 口 道 夫	副委員長
公明党	岩 沢 章 夫 鈴 木 眞 智 子	委員長
研政よこすか市民連合	伊 関 功 滋 矢 島 眞 知 子	
自由民主党	青 木 秀 介 森 ペ ン	
ニューウイング横須賀	野 村 隆 弘	
日本共産党	ね ぎ し か ず こ	
無会派	瀧 川 君 枝	

(11) 中間報告

◆ 第1回 中間報告（平成22年3月26日）

横須賀市基本計画の策定に当たり、市におかれては、本委員会の次の意見を反映されるよう強く要望する。

- 1 前計画の総括を踏まえ、現在の本市の課題をしっかりと把握した上で、今後本市の進むべき方向を示すものとされたい。
- 2 基本構想との整合性、関連性を図り、計画の進行管理をするために、より踏み込んだ方向性を示せるよう、指標及び評価体制を確立されたい。
- 3 本計画と各分野別計画、関係条例等を整理し、わかりやすい構成と文言で表記することにより、市民に理解と共感を得られるよう配慮されたい。
- 4 社会情勢の大きな変化が生じた場合、計画を見直すことができるような表現を加えることを検討されたい。

◆ 第2回 中間報告（平成22年9月2日）

横須賀市基本計画の策定に当たり、市におかれては、本委員会の次の意見を反映されるよう強く要望する。

- 1 序章においては前計画の総括を十分に行い、総合計画における基本計画の位置づけを明確にし、住民自治の確立を目指し、市民協働によるまちづくりを推進するという行政の基本姿勢をしっかりと表記されたい。
- 2 今後目指すべきまちの姿を明確にするため、目標数値の設定と着実な進行管理を行える評価体制を確立されたい。
- 3 重点プログラムの位置づけとまちづくり政策の関連性を鮮明にし、取り組みの方向性をより具体的に表記されたい。
- 4 最終的な冊子については、できるだけ見やすくわかりやすいものとするため、最新データや表、用語解説、デザインなどを取り入れて作成し、また幅広い年齢層の市民に親しまれる計画とするため、普及方法についても工夫をされたい。

(12) 最終報告

◆ 最終報告（平成23年3月3日）

今日、本市を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進展や人口減少、厳しい財政状況、地域経済の低迷などにより、基本構想を議決した平成9年当時とは大きく変化している。今回策定される基本計画は基本構想を実現するための政策・施策を体系的に示すものであるが、時代の変化を的確にとらえた計画とすることも求められている。平成18年に基本計画を議決事件に追加した議会としては、今回の基本計画策定に当たり、平成21年9月に特別委員会を設置し、学識経験者を招いての研修会等を含めると計14回もの会議を開き、時代の趨勢に合致した基本計画となるよう、検討を重ねてきた。

本件議決に当たり、以下の項目を実行されるよう要望する。

- 1 市におかれては、これまで本委員会で述べられた数多くの意見を十分踏まえた計画の実行を図られたい。
- 2 計画を策定したことによって、市民への周知と実施の責任が生じる。新たなスタートをすとの認識に立ち、住民自治に根差した地域社会を確立し、市民協働によるまちづくりを推進されたい。
- 3 今回、基本計画としては、初めて進行管理の手法と目標指標を明確にした。今後においても、議会との情報共有や協議によって策定した評価体制に基づき的確な進行管理を行い、計画の着実な推進を図られたい。
- 4 2011年度から2021年度までの長期的な計画であることから、社会経済環境の変化を注視し、必要があれば変更等の対応も含め、常に市政運営のための指針として活用されたい。

(1) 平成20年度実施

①アンケート調査

◆基本計画策定のための市民アンケート

- ア 調査対象 15歳以上の市民5,000人
- イ 実施時期 平成20年6月～7月
- ウ 回収実績 回収数：2,173件、回収率：43.5%

◆基本計画策定のための子どもアンケート

- ア 調査対象 小学4年生の児童、中学2年生の生徒（各学校1クラス抽出）
- イ 実施時期 平成20年5月～6月
- ウ 回収実績 回収数：2,265件（小学校1,500件、中学校765件）
回収率：100%

②基本計画策定のための団体等ヒアリング調査

- ア 調査対象 市内団体等の中から7団体（横須賀工業振興協同組合、横須賀商工会議所工業部会、障害者施策検討連絡会、小学校長会、中学校長会、母親クラブ連絡会、連合町内会役員会）
- イ 実施時期 平成20年7月～9月

(2) 平成21年度実施

①基本計画骨子案に対する意見募集

◆市民対象の意見募集

- ア 実施時期 平成21年5月～6月
- イ 実施結果 意見件数：77件

◆専門委員等（本市の専門委員、審議会等委員ならびに関係団体）対象の意見募集

- ア 実施時期 平成21年5月
- イ 実施結果 意見件数：128件

◆専門的な業務に従事する市職員（指導主事、学芸員等）対象の意見募集

- ア 実施時期 平成21年5月～6月
- イ 実施結果 意見件数：33件

②総合計画審議会の市民委員の公募

- ア 募集時期 平成21年6月～7月
- イ 応募者数 10人
- ウ 選定方法 小論文および個別面接
- エ 審査結果 6人を選任

③市長と話す車座会議

- ア 実施時期 平成21年10月
- イ 参加者数 延べ727人
- ウ 実施回数 11回（本庁地域2回、行政センター各1回）
- エ 実施結果 意見件数：453件（当日221件、意見箱232件）

④基本計画素案（1次～4次）に対する意見募集

- ア 実施時期 平成22年1月～8月
- イ 案内方法 本市ホームページへの掲載
- ウ 受付方法 郵送、FAX、電子メール、直接持参
- エ 実施結果 意見件数：40件

(3) 平成22年度実施

①基本計画について話す市民会議

- ア 実施時期 平成22年6月
- イ 対象者 無作為抽出した18歳以上の市民1,000人に招待状を送付し、参加を希望した人
- ウ 参加者数 65人
- エ 実施回数 参加者を6つに区分し、各グループ1回ずつ（平日・休日各3回、計6回）
- オ 実施結果 意見件数：359件（当日330件、後日提出29件）

②基本計画原案に対するパブリック・コメント手続

- ア 実施時期 平成22年10月～11月
- イ 案内方法 本市ホームページへの掲載、市政情報コーナー・各行政センターでの閲覧および配布
- ウ 受付方法 郵送、FAX、電子メール、直接持参
- エ 実施結果 意見件数：34件

③基本計画冊子への市民の絵や写真の掲載

- ア 各種作品展の入賞作品等の掲載 絵23点、写真3点
- イ 公募による作品の掲載 写真14点（応募6人・25点）

4 基本計画策定プロジェクトチーム

〈◎はリーダー、○はサブリーダーを示す。前任者の所属・役職は在任時のもの。〉

(1) 構成員

所 属 ・ 役 職	氏 名	分 科 会
政策推進部政策担当課長(都市政策研究所副所長)	◎福本 眞和	—
政策推進部政策推進課上席主査	三浦 秀明	交流分科会 会長
政策推進部政策推進課主査	吉田 紀彦	交流分科会
政策推進部広報課主査	山本 修三	交流分科会
総務部総務課主査	石川 勝人	交流分科会
総務部行政管理課主査	依田 隆治	交流分科会
財政部財政課主査	工藤 久幸	交流分科会
市民安全部危機管理課主査	鵜飼 進	共生分科会
市民部人権・男女共同参画課主任	山村 由美子	創造分科会
市民部大津行政センター副館長	望月 正彦	創造分科会 副会長
市民部北下浦行政センター副館長	原 邦彦	交流分科会
健康福祉部健康福祉総務課主査	松本 博文	創造分科会
健康福祉部地域医療推進課上席主査	高橋 行輝	創造分科会
健康福祉部障害福祉課主任	八橋 貴樹	創造分科会
こども育成部こども青少年企画課主査	山田 智子	創造分科会
こども育成部こども青少年支援課主任	和田 智子	創造分科会
こども育成部こども健康課南健康福祉センター主任	川田 貴久江	創造分科会
環境部環境総務課主査	櫻井 良幸	共生分科会 副会長
環境部自然・環境政策課主任	川村 由宇子	共生分科会
経済部経済企画課上席主査	○志村 恭一	共生分科会
経済部経済企画課主任	杉山 裕二	共生分科会
経済部農林水産課上席主査	佐藤 洋二	共生分科会
都市部都市計画課上席主査	首藤 昇	共生分科会 会長
都市部市街地整備景観課	山本 優也	共生分科会
土木みどり部土木みどり総務課主査	堀越 裕子	共生分科会
土木みどり部土木みどり総務課主任	金子 一美	交流分科会
土木みどり部交通計画課主任	羽布津 伸雄	交流分科会
土木みどり部公園建設課	小野寺 雅	共生分科会
港湾部港湾企画課主査	服部 順一	交流分科会
港湾部港湾建設課主任	板戸 淳	交流分科会
上下水道局業務部経営企画課主査	片山 強	共生分科会
上下水道局施設部計画課主査	喜代門 英博	共生分科会
消防局総務課上席主査	山森 誠	共生分科会
消防局総務課主任	伊藤 良明	共生分科会
教育委員会事務局管理部総務課上席主査	藤井 孝生	創造分科会 会長
教育委員会事務局管理部総務課主査指導主事	佐藤 昌俊	創造分科会
教育委員会事務局生涯学習部スポーツ課主任	篠崎 和明	創造分科会

所 属 ・ 役 職	氏 名	分 科 会
選挙管理委員会事務局選挙管理課上席主査	小 海 剛 嗣	交流分科会 副会長
監査委員事務局監査課上席主査	高 城 由美子	交流分科会
市議会事務局総務課主査	北 原 一 郎	交流分科会

(前任者)

所 属 ・ 役 職	氏 名	分 科 会
企画調整部企画調整課上席主査	大 川 佳 久	交流分科会 会 長
健康福祉部健康福祉総務課主査	山 本 芳 宏	創造分科会
健康福祉部長寿社会課主任	深 井 朋 子	創造分科会
こども育成部こども青少年企画課上席主査	野 間 俊 行	創造分科会 会 長
環境部環境総務課	吉 野 信 吾	交流分科会
経済部商工振興課上席主査	○上 条 浩	共生分科会
土木みどり部土木みどり総務課主査	加 藤 幸 次	共生分科会
港湾部港湾企画課上席主査	鈴 木 栄一郎	交流分科会 副会長
病院管理部総務課主任	上 阪 健 一	創造分科会
上下水道局業務部経営企画課上席主査	中 田 良 一	共生分科会 副会長
消防局総務課主査	飯 島 和 彦	共生分科会
消防局総務課主任	鈴 木 崇 幸	共生分科会
教育委員会事務局生涯学習部学校教育課主査指導主事	三 浦 昭 夫	創造分科会
教育委員会事務局生涯学習部スポーツ課	遠 藤 創太郎	創造分科会
監査委員事務局監査課主査	今 場 浩	交流分科会

(2) 事務局

所 属 ・ 役 職	氏 名
政策推進部長(都市政策研究所長)	松 谷 和 典
政策推進部政策担当課長(都市政策研究所副所長)	福 本 眞 和
政策推進部政策推進課主査(都市政策研究所主任研究員)	小 澤 浩 一
政策推進部政策推進課主任(都市政策研究所研究員)	檜 山 直 人
政策推進部政策推進課主任(都市政策研究所研究員)	山 中 理

(前任者)

所 属 ・ 役 職	氏 名
企画調整部長(都市政策研究所長)	廣 川 聡 美

5 基本計画の進行管理

(1) 目的

基本計画で掲げた政策（中柱）の進捗状況を確認、評価し、その実現に向け事業の改善を図ること。

(2) 実施方針

- 計画の進行管理は「第5章 まちづくり政策」・「第6章 まちづくりの推進姿勢」の政策（中柱）単位で行う。
- 市民の実感（主観的要素）と行政活動の目標となる「指標」の動向（客観的要素）の2つの組み合わせにより、政策（中柱）の進捗状況を確認、評価する。なお、市民の実感についてはアンケート調査で把握する。

(3) 進行管理のスケジュール等

進行管理に必要な市民アンケートおよび指標の動向調査は、実施計画策定の前年の決算後に行う。これに伴い「指標」の目標値は2年後、6年後、10年後で設定する。

(4) 進行管理の具体的手法

①市民アンケートによる政策（中柱）の進捗状況の把握

- アンケートは政策（中柱）単位で設問し、回答は「①感じる ②やや感じる ③どちらともいえない ④あまり感じない ⑤感じない ⑥分からない」の6項目を設定する。
- 設問ごとに回答の「平均スコア※」を算出し、その状況により政策（中柱）の進捗状況を判定する。

※「平均スコア」

「回答項目」それぞれにポイントを付し、回答数を乗じて得られた数値を、総回答数で除して数値化したもの（次表参照）。平均スコアがプラスの場合は、政策（中柱）が良好に進捗している傾向、マイナスであれば停滞の傾向にあるという見方ができる。

全ての回答者が①「感じる」を選択した場合、平均スコアが最大値となり、③「どちらともいえない」を選択した場合は0となる。

平均スコア算出のための回答のポイント

	回答項目	ポイント
①	感じる	+ 2
②	やや感じる	+ 1
③	どちらともいえない	0
④	あまり感じない	△ 1
⑤	感じない	△ 2
⑥	分からない	

※「△」はマイナスを表す

市民アンケートから見た政策（中柱）の進捗状況の判定例

基準年のアンケート結果	次期アンケート結果（前回アンケートとの平均スコア比較）	判定結果
平均スコア （プラス）	上昇・横ばい	A
	下降（プラスの状態）	A
	下降（ゼロの状態）	B
	下降（マイナスの状態）	C
平均スコア （ゼロ）	上昇	A
	横ばい	B
	下降	C
平均スコア （マイナス）	上昇（プラスの状態）	A
	上昇（ゼロかマイナスの状態）	B
	横ばい・下降	C

②指標の動向による政策（中柱）の進捗状況の把握

1) 指標の設定方針

- 政策（中柱）ごとに、構成する施策の目標（小柱）を踏まえ設定する。
- 分野別計画の目標指標との整合を図る。
- 目標値は2年後、6年後、10年後で設定する。ただし、長期間にわたる目標や具体的な目標値の設定が困難なものなどについては、定性的な目標とする。（例、「向上」「現状維持」「減少」を目指すなど。）

2) 指標の動向から見た政策（中柱）の進捗状況の判定方法

各目標指標に設定した目標値と実績値の比較により、目標達成状況を判定し、政策（中柱）ごとに設定した複数の目標指標の判定結果の組み合わせで進捗状況を判定する。

指標の目標達成状況

目標の達成状況	判 定
<ul style="list-style-type: none">●目標を達成した。上回った。●目標の状態を達成した。	○
<ul style="list-style-type: none">●目標未達成だが、基準値は上回った。	△
<ul style="list-style-type: none">●目標未達成で基準値以下だった。●目標の状態を達成できなかった。	×

政策（中柱）の進捗状況の判定（例）

政策（中柱）「人間性豊かな子どもが育つ教育の充実」

(2) 人間性豊かな子どもが育つ教育の充実

目標指標	基準値	2年後の 目標値	実績値	判定
・ 学習の基礎基本の習得状況（小学校・中学校）			目標達成	○
			目標未達成	×
・ 体力・運動能力調査の結果（小学校・中学校）				○
・ 英語によるコミュニケーション能力の習得状況				○
・ いじめ解消率				×
・ 不登校児童生徒の学校復帰改善率（小学校・中学校）			目標値と実績値の 比較で各目標指標 の達成状況を把握 する。	○
				目標未達成だが、 基準値は上回った

注) 記載の指標は進捗状況の判定結果の参考として例示したもの。

上記例では、政策（中柱）に目標指標が8つ設定されており、各指標の判定結果が「○」が5、「×」が2、「△」が1で「○」が「×」を上回っている状態。

政策（中柱）の進捗状況の判定結果は下記のとおり「a」となる。

指標の動向から見た政策（中柱）の進捗状況の判定

判 定	目標指標の達成状況結果
a	「○」の数が「×」の数を上回っている状態。
b	「○」と「×」の数が同数。 全て「△」の状態。
c	「×」の数が「○」の数を上回っている状態。

(5) 政策（中柱）の進捗状況の判定

市民アンケートによる判定結果と指標の動向による判定結果の組み合わせにより、進捗状況を判定する。

		市民アンケートによる判定		
		A	B	C
目標指標による判定	a	現状どおり推進	一部の施策を除き 現状どおり推進	要因の分析が必要
	b	一部の施策を除き 現状どおり推進	施策の推進に注意が必要	見直しが必要
	c	要因の分析が必要	見直しが必要	大幅な見直しが必要

政策（中柱）の進捗状況の判定結果

【現状どおり推進】

判定結果 ▶ 「A・a」…政策（中柱）の進捗状況は良好と判断される。

ただし、今後の事業の重点化、予算の配分には注意が必要になる。

【一部の施策を除き現状どおり推進】

判定結果 ▶ 「A・b」「B・a」…政策（中柱）の進捗状況は概ね良好と判断される。

特に「B」「b」判定となった要素については、その要因を分析し、その結果に応じた事業等の見直しを検討する必要がある。

【施策の推進に注意が必要】

判定結果 ▶ 「B・b」…政策（中柱）の進捗が停滞していると判断される。

停滞の要因を分析した上で、その結果に応じて事業を見直す必要がある。

【要因の分析が必要】

判定結果 ▶ 「A・c」「C・a」…市民の実感と行政活動の結果にかい離が生じており、政策（中柱）の進捗状況が判断できない状態。

かい離要因を分析した上で、その結果に応じて事業や指標を見直す必要がある。

【見直しが必要】

判定結果 ▶ 「B・c」「C・b」…政策（中柱）の進捗が遅れていると判断される。

構成する事業や指標を見直す必要がある。

【大幅な見直しが必要】

判定結果 ▶ 「C・c」…政策（中柱）の進捗がかなり遅れていると判断される。

構成する事業、指標や目標値を大幅に見直す必要がある。

(6) 基本計画の進行管理のための目標指標および基準値・目標値

第5章 | まちづくり政策

1 いきいきとした交流が広がるまち

(1) 人を呼び込む環境づくり

目標指標	指標の説明、考え方	基準値			目標値		
		単位	年度		2年後	6年後	10年後
・観光入込客数	市全体の観光客数を図る指標としての基礎となる数値です。	6,792,200	人	21年	7,100,000	7,500,000	7,700,000
・主要集客施設等の来訪者数	ソレイユの丘、横須賀美術館、猿島など主要な集客施設の来訪者数で地域の魅力を測ります。	2,388,812	人	21年度	2,600,000	2,800,000	2,900,000
・本町山中有料道路、三浦縦貫道路の利用台数(休日)	本町山中有料道路、三浦縦貫道路の休日平均利用台数で人の交流状況を測ります。	本町山中有料道路 8,348 三浦縦貫道路 5,830	台	21年度	本町山中有料道路 8,500 三浦縦貫道路 6,000	本町山中有料道路 8,500 三浦縦貫道路 6,000	本町山中有料道路 8,500 三浦縦貫道路 6,000
・市内全鉄道駅乗降者数	市内全駅(京急・JR)の乗降者数で人の交流状況を測ります。	70,780,630	人	20年度	71,000,000	71,000,000	71,000,000
・観光ボランティアガイド等の案内実績数	観光ボランティアガイド等、市民ボランティアによる観光ガイドの案内実績数で交流を支える人材や団体、事業者の発掘状況を測ります。	8,301	人	21年度	9,400	12,400	20,400
・人口社会動態の数(30、40歳代)	住宅購入の中心となる30、40歳代の社会動態で定住の状況を測ります。	△158	人	21年	0	0	0

【基準値の年度について】

「年」表記は、当該年の12月末現在の数値、「年度」表記は当該年度の3月末現在の数値を表している。

【参考指標】

統計調査上、5年ごとなど次期のデータ把握が長期間にわたり、進行管理上は適当ではないが、政策の効果を把握する上で重要と判断したものについては「参考指標」として掲載している。

(2) 交流を支える情報の発信

目標指標	指標の説明、考え方	基準値		目標値			
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・観光関係ホームページアクセス数	横須賀の観光関係ホームページのアクセス(閲覧)数で本市への関心度を測ります。 (横須賀観光情報「ここはヨコスカ」のアクセス(閲覧)数)	131	万回	21年度	140	150	160
・スカナビ(横須賀観光インフォメーション)利用件数	横須賀中央駅そばにある、スカナビ(横須賀観光インフォメーション)の利用件数で市内観光情報の発信状況を測ります。	13,844	件	21年度	14,000	15,000	16,000

(3) 陸と海に広がる総合的なネットワークづくり

目標指標	指標の説明、考え方	基準値		目標値			
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・都市計画道路の整備率(国・県道)	国・県が行う広域的な幹線道路の整備率で幹線道路の整備状況を表します。 ※都市計画道路とは、法律(都市計画法)に基づいて、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のことです。	65.8	%	21年度	整備率の向上	整備率の向上	整備率の向上
・路線バスの総走行キロ数	路線バスの総走行キロ数でバス交通の輸送力強化を測ります。	15,300,032.10	km	20年度	15,606,000	16,218,000	16,830,000
・横須賀港における海上出入貨物(年間貨物取扱量)	年間の海上貨物取扱高で横須賀港の利用状況を測ります。	10,712,487	トン	21年	11,000,000	13,000,000	15,000,000
・横須賀港を発着する旅客船舶の乗降客数	横須賀港を発着する旅客船舶の1年間の乗降客数で港湾の活用状況を測ります。	1,124,243	人	21年	1,125,000	1,125,000	1,125,000

2 海と緑を生かした活気あふれるまち

(1) 自然環境の保全・創出による潤いある地域づくり

目標指標	指標の説明、考え方	基準値		目標値			
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・近郊緑地特別保全地区の指定面積	近郊緑地特別保全地区とは、良好な自然環境を形成している緑地を現状凍結的に保存するため「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、都市計画で定める地域地区の一つです。その指定地区内は土地造成や建築等の行為に対する強い制限があります。この指定面積で自然環境の保全状況を測ります。	244	ha	21年度	244	291.40	291.40
・風致地区面積	風致地区は、都市における樹林地、海浜地などの良好な自然的景観およびそれと一体となった史跡名勝等を含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として都市計画で定める地域地区の一つです。建設物の建築や樹木の伐採などに制限があります。この面積の推移で自然環境の保全状況を測ります。	1,355.70	ha	21年度	1,355.70	1,422.70	1,422.70
・市民1人当たり公園・緑地面積	自然豊かな公園・緑地の整備は市の自然環境の保全、創出につながります。市民1人当たりの公園、緑地の面積の推移でその整備状況を測ります。	10.81	m ²	21年度	11.69	12.61	13.73
【参考指標】 ・緑被率	みどりの基本計画では「樹木や草地など植物で覆われた土地の面積」を緑被率と定義付け、「みどりの量」の向上を目指しています。この指標で自然環境の保全・創出による潤いある地域づくりの状況を測ります。	—	%	—	—	—	—

(2) 魅力あふれる農水産業の振興

目標指標	指標の説明、考え方	基準値			目標値		
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・市内流通量	市内での流通を増加させることを「地産地消推進アクションプラン」で20%以上に定めており、その指数を測ることで市内での地産地消の推進状況を測ります。	11.9	%	18年度	20%以上	25%以上増	30%以上増
・名産品、特産品の産出数	市では市内消費の活性化、地産地消のさらなる推進のため、新たな農水産物の創出や加工品開発に対し支援を行っています。1年間で新たに産出された名産品等の数で市の農水産業の活性化状況を測ります。	—	個	—	1個以上	5個以上	10個以上
・(仮称)JAファーマーズマーケットおよび、(仮称)地産地消マーケットへの出荷会員登録数(農業者)	(仮称)JAファーマーズマーケットおよび、(仮称)地産地消マーケットへの出荷会員登録数の累積で農業の活性化状況を測ります。	—	人	—	450	550	600
・栽培漁業の漁獲量	稚貝・稚魚の放流を実施した魚種の漁獲量です。水産物の漁獲量の維持・増大を図り、漁業経営の安定化、漁業所得の向上等のため、栽培漁業の状況を測ります。	35	トン	18年度	50%以上増	50%以上増	50%以上増

(3) 産業の成長支援と企業誘致

目標指標	指標の説明、考え方	基準値			目標値		
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・製造品出荷額等	市内での工業品の産出額で市内の工業分野における状況を測ります。	7,000	億円	21年	8,000	9,000	10,000
・新規立地企業数	企業等立地促進制度を活用するなど、誘致活動で新たに立地した企業数(累積)を指標とします。	18	社	15年度から22年度まで	19	26	30
・企業の新規立地に伴う就業者の増加数	企業の新規立地等に伴う就業者の増加数(累積)で企業誘致の状況を測ります。	1,673	人	15年度から22年度まで	1,973	2,773	3,173
【参考指標】 ・新規開設事業所数	市では新規創業の増、地域経済の振興のために市内での創業を目指す方に対し、セミナーの実施や金融面での支援を行っています。今後は、5年ごとの経済センサスで数値を把握します。	438	事業所	18年度	440	450	—

(4) 雇用の安定と働く環境の充実

目標指標	指標の説明、考え方	基準値		目標値			
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・有効求人倍率（ハローワーク横須賀と県内の比較）	有効求人倍率とは、公共職業安定所で扱った月間有効求人数を月間有効求職者数で割ったもので一般に求人倍率が高い社会は、企業がより多くの労働者を求めている状態で、経済に活気があると考えられます。ハローワーク横須賀の有効求人倍率を県内の有効求人倍率と比較します。 【ハローワーク横須賀の有効求人倍率／県内の有効求人倍率】 ※ハローワーク横須賀の管轄区域には三浦市を含み、船越町、港が丘、田浦町、追浜町など、ハローワーク横浜南が管轄する区域を含みません。	79.5	%	21年度	80.0	80.0	80.0
【参考指標】 ・市民の就労状況（市と県の就業者割合の比較）	人口に占める15歳以上就業者数の割合を算出し、県と比較します。国勢調査ごとに数値を把握します。 【市の就業者が占める割合／県の就業者が占める割合】	94.4	%	17年度	95.0	95.0	—

(5) 市街地のにぎわいづくり

目標指標	指標の説明、考え方	基準値			目標値		
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・拠点市街地における主要鉄道駅の乗降客数	主要鉄道駅の乗降客数は、まちのにぎわいを測る上での指標として一般的に用いられているものです。 本市における中心市街地および拠点市街地(林を除く7地区、追浜、京急田浦、J R 衣笠、北久里浜、浦賀、京急久里浜、J R 久里浜、Y R P 野比駅各駅)についてもこの指標をもって、まちのにぎわいを測ります。	56,384,513	人	20年度	56,600,000	56,600,000	56,600,000
・商店街における空き店舗率	市では、やる気のある事業者の空き店舗への出店を促進するため、奨励金を交付しています。市内商店街の空き店舗率で魅力ある商業の集積の促進状況を測ります。	8.0	%	22年度 (22年6月現在)	7.8	7.5	7.5
【参考指標】 ・顧客吸引力指数の県平均との比較指数	顧客吸引力指数について、県平均と比較することで、本市の状況を把握します。 5年ごとの経済センサスで数値を把握します。	0.96	—	19年度	1.00	1.00	—
【参考指標】 ・あんしん歩行エリアの死傷事故件数	市街地の中で事故発生割合が高く、歩行者や自転車の安全な通行の確保が緊急に求められている地区をあんしん歩行エリアとして指定しています。 市では「追浜駅周辺地区」「県立大学駅周辺地区」「北久里浜駅周辺地区」の3地区を指定しています。当該地区の死傷者事故件数の減少を目指し、安心して歩いて暮らせるまちづくりの推進状況を測ります。 現行エリアでの指定は平成24年度末で終了する予定です。	339	件	18年度	271 (24年度末)	—	—

(6) 可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合

目標指標	指標の説明、考え方	基準値			目標値		
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・基地施設の数	市内の基地施設数の推移で米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合状況を測ります。	43	施設	22年11月現在	41	39	39
・旧軍未利用財産の転用件数	返還された旧軍未利用施設の累積転用件数で旧軍未利用財産の転用推進状況を測ります。	641	件	21年度	660	670	680

3 個性豊かな人と文化が育つまち

(1) 子どもが心豊かで健やかに育つ環境の充実

目標指標	指標の説明、考え方	基準値		目標値			
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・合計特殊出生率	合計特殊出生率で子どもを産み育てやすい環境の充実度を測ります。	1.22	人	21年	1.22	1.22	1.22
・保育所待機児童数	待機児童の数で子どもを産み育てやすい環境の充実度を測ります。 ※待機児童:保護者の就労などにより保育所への入所申請をしているにもかかわらず、希望する保育所の施設定員を超過するなどの理由で入所できない状態にある児童。	39	人	22年度	19	0	0
・放課後児童対策施設設置数	放課後児童対策事業を実施している学童クラブ、みんなの家、わいわいスクールの設置施設数で子どもが心豊かで健やかに育つ環境づくりの充実度を測ります。	75	箇所	22年度	79	81	81
・ジュニアリーダー登録数	ジュニアリーダーの登録数で子どもが心豊かで健やかに育つ環境づくりの充実度を測ります。 ※ジュニアリーダー:子ども会や市の行事などで子どもたちに野外活動やゲームを指導したり一緒に遊んだりする青少年ボランティア。	51	人	21年度	69	94	94

(2) 人間性豊かな子どもが育つ教育の充実

目標指標	指標の説明、考え方	基準値		目標値			
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・学習の基礎基本の習得状況(小学校・中学校)	自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、問題を解決する資質など「生きる力」に必要となる「学習の基礎基本」の習得状況で教育の充実度を測ります。	小 96.0 中 77.0	%	21年度	小 96.0 中 77.0	小 96.0 中 78.0	小 96.0 中 78.0
・体力・運動能力調査の結果(小学校・中学校)	小・中学生の「体力・運動能力調査」の結果から子どもの体力の状況を測ります。 ※体力・運動能力調査(対象:小学校5年・中学校2年)における新体力テストの項目別得点を合計し、その平均値を算出します。	小5 男 53.26 女 51.62 中2 男 41.41 女 48.01	点	21年度	小5 男 55.1 女 55.2 中2 男 42.7 女 49.3	小5 男 55.7 女 56.3 中2 男 43.0 女 49.7	小5 男 55.7 女 56.3 中2 男 43.0 女 49.7
・英語によるコミュニケーション能力の習得状況	英語教育の充実によるコミュニケーション能力の習得状況で本市の特色ある教育の推進状況を測ります。	75.0	%	21年度	75.0	76.0	77.0
・いじめ解消率	いじめの解消率で支援教育の充実度を測ります。 いじめ解消件数/いじめ発生件数で表します。	94.0 (232/247件)	%	21年度	100	100	100
・不登校児童生徒の学校復帰改善率(小学校・中学校)	不登校児童生徒のうち、学校に復帰または状態の改善がみられた児童生徒の割合で支援教育の充実度を測ります。 復帰改善件数/不登校児童生徒数で表します。	小 55.0 (180/326件) 中 68.0 (1,059/1,556件)	%	19~21年度 (平均値)	小 56.0 中 69.0	小 58.0 中 71.0	小 58.0 中 71.0

(3) 生涯を通じて学び、活動できる環境づくり

目標指標	指標の説明、考え方	基準値			目標値		
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・図書貸出冊数	市内の図書館等において貸し出された図書の冊数で、市民の多様な学習機会の充実度を測ります。	1,613,569	冊	21年度	1,641,000	1,670,000	1,670,000
・生涯学習センター利用者数	生涯学習センターの各室、図書室、情報コーナーおよび学習相談を利用して生涯学習活動に参加する人数で、市民への多様な学習機会と活躍の場の充実度を測ります。	136,233	人	21年度	137,000	137,000	137,000
・コミュニティセンター 1日当たり平均利用者数	地域の人々や各種団体が身近に手軽に、そして多目的に利用できる地域コミュニティーづくりの場としてコミュニティセンターを設置しています。この施設の1日当たり平均利用者数(利用人数/全館の開館日数)で学習機会と活躍の場の充実度を測ります。	186	人	21年度	187	189	191
・学校施設開放の利用人数	学校の和室・会議室・体育館等の開放施設の利用人数で、地域活動の活性状況、市民の活躍の場の充実度を測ります。	和室等 15,095 体育館等 1,472,088	人	21年度	和室等 16,000 体育館等 1,473,000	和室等 16,000 体育館等 1,473,000	和室等 16,000 体育館等 1,473,000
・市民スポーツ教室の参加人数	多くの市民にスポーツの機会を提供し、生涯スポーツの振興につなげることを目的に実施している「市民スポーツ教室」の参加人数でスポーツ活動の振興状況を測ります。	2,321	人	21年度	2,780	2,930	2,930
・体育会館施設などの利用人数	体育会館(横須賀アリーナ、北・南・西体育会館)の利用人数から、生涯スポーツの活動状況を測ります。	768,866	人	21年度	775,000	776,000	776,000

(4) 多様な文化の継承、発展、創造

目標指標	指標の説明、考え方	基準値		目標値			
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・指定重要文化財の指定数	地域文化の掘り起こしにより、新たな重要文化財を指定して、適切な保護を図り将来へ継承します。	国 11 県 16 市 73	件	21年度	106	118	130
・市民文化資産の指定数	市では、文化財には指定されていないが、市民生活に密着し、広く親しまれ、将来も大切に保存する必要のあるものを市民文化資産に指定しています。その指定数で地域文化の掘り起こし、継承の度合いを測ります。	24	件	21年度	25	26	27
・横須賀芸術劇場稼働率(大劇場・小劇場)	横須賀芸術劇場(大劇場・小劇場)の稼働率で、優れた舞台・音楽芸術に親しむ機会提供の充実度を測ります。	大 76.1 小 70.6	%	21年度	大 77.0 小 75.0	大 77.0 小 75.0	大 77.0 小 75.0
・横須賀美術館美術展覧会観覧者数	展覧会の観覧者数から、優れた芸術文化にふれる機会提供の充実度を測ります。	98,738	人	21年度	100,000	100,000	100,000
・市主催の文化事業の参加者数および入場者数	市民の文化活動を支援するために実施している各種文化事業(市民文化祭、市民合唱のつどい、市民音楽のつどい、組曲「横須賀」演奏会、カジュアルコンサート)の参加者数、入場者数で、担い手育成環境の充実度を測ります。	25,976	人	21年度	26,000	26,000	26,000
・文化会館・はまゆう会館の稼働率	文化会館(大ホール)、はまゆう会館の稼働率で文化の担い手育成環境の充実度を測ります。	文化会館(大ホール) 75.0 はまゆう会館(ホール) 63.0	%	21年度	文化会館(大ホール) 76.0 はまゆう会館(ホール) 65.0	文化会館(大ホール) 77.0 はまゆう会館(ホール) 67.0	文化会館(大ホール) 80.0 はまゆう会館(ホール) 70.0

(5) 魅力ある景観の形成

目標指標	指標の説明、考え方	基準値		目標値			
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・景観法による届出案件の事前協議実施数	景観法による届出案件の事前協議は、市内で一定規模以上の建築行為等があった場合に、行為者に対して条例で義務付けるものであり、平成21年7月から実施しています。景観協議を実施した建築物等の累積件数で、魅力ある都市景観づくりの進捗状況を測ります。	50	件	21年度	230	450	700
・緑地協定の締結地区数	緑地協定とは地域の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意により緑地の保全または緑化に関して締結する協定のことです。協定締結地区数で自然・歴史を生かした景観形成の推進状況を測ります。	20	地区	21年度	20	20	20

4 健康でやさしい心のふれあうまち

(1) 平和と人権を尊重する誰にも開かれたまちづくり

目標指標	指標の説明、考え方	基準値		目標値			
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・平和関連イベントの参加者数	「市民平和のつどい」、「戦争犠牲者を慰め平和を祈念する集い」の参加者数で平和思想普及の推進状況を測ります。	590	人	22年度	620	670	720
・人権啓発講演会受講者数	人権団体と近隣4市1町の連携(共催)により、人権尊重思想の普及・高揚を目的として、毎年、講演会を開催しています。この受講者数で人権尊重思想の普及の推進状況を測ります。	689	人	22年度	700	700	700
・審議会等における女性委員比率	さまざまな分野における活動に参画する機会の男女間の格差を改善する一環として、審議会等委員に占める女性の割合で、市政への女性の参画度を測ります。	25.0	%	22年度	26.0	28.0	30.0

(2) ユニバーサルデザインのまちづくり

目標指標	指標の説明、考え方	基準値		目標値			
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・通行に支障のある歩道の段差解消箇所数	誰もが安心して移動できるようにするため、交差点部などにおいて、歩道の段差改善を行っています。段差解消累積箇所数で移動しやすい環境の整備状況を測ります。平成29年度末の完了を目標にしています。	75	箇所	21年度	140	540	640
・ノンステップバス普及率	ノンステップバスは高齢者や障害者に配慮した乗降口に階段のない超低床のバスです。この普及率で誰もが社会参加できる機会づくりの状況を測ります。	28.3	%	21年度	50.0	100	100
・民間企業における障害者の雇用者数	市では、在宅の知的・精神障害者の雇用促進と就労の定着を目的に、3カ月以上障害者を雇用しようとする民間の事業主に対し雇用する障害者数に応じて障害者雇用奨励金を支給しています。障害者雇用奨励金の支給者数で誰もが社会参加できる機会づくりの推進状況を測ります。	2,520	人	21年度	2,620	2,758	2,905
・よこすか就労援助センター利用者数	よこすか就労援助センターは障害者の職業能力に応じた就労の場の確保と職場定着を支援する機関です。センターの利用者数で誰もが社会参加できる機会づくりの推進状況を測ります。	3,183	人	21年度	3,309	3,484	3,669
・手話通訳者および要約筆記者を派遣している件数	市では、聴覚、音声または言語機能障害を有する人の社会参加の促進を図ることを目的に、手話通訳者および要約筆記者の派遣を行っています。この派遣制度の利用延べ件数で誰もが社会参加できる機会づくりの推進状況を測ります。	1,170	件	21年度	1,326	1,373	1,422

(3) 総合的な地域福祉サービスの推進

目標指標	指標の説明、考え方	基準値		目標値			
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・地域包括支援センターへの相談件数	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援を行う地域の拠点として設置されています。高齢者やその家族の相談件数で福祉サービスの推進状況を測ります。	52,459	件	21年度	55,700	61,000	61,000
・市民後見人数	社会貢献的な精神に基づき、後見業務に取り組むことに意欲を持った市民に研修を実施し、研修修了者は市民後見人として活動します。 その活動人数で地域福祉サービスの推進状況を測ります。	6	人	21年度	11	17	23
・介護保険の認定者数に対する特別養護老人ホームの入所待機者数の割合	介護保険の認定を受けている人のうち、特別養護老人ホームの入所待ちをしている人の割合で介護保険サービスの充実度を測ります。	12.5	%	22年度 (10月 1日)	12.5	12.5	12.5
・認知症サポーター養成人数	認知症を理解し、地域で暮らす認知症の方とその家族をサポート(支援)する意思のある認知症サポーターの養成数で地域福祉サービスを支える人づくりの状況を測ります。	2,841	人	21年度	2,000	2,000	2,000
・高齢者虐待防止研修会参加者数	在宅および介護施設における高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応を図るために、介護施設、介護事業に従事する者を対象に実施する研修会の参加者数で地域福祉サービスを支える人づくりの状況を測ります。	429	人	21年度	400	400	400
・高齢者生きがい講座参加人数	老人福祉センターにおいて地域の高齢者に対し健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための高齢者生きがい講座を開催しています。 その参加人数で地域福祉サービスを支える場の状況を測ります。	10,752	人	21年度	11,400	12,500	12,500

(4) 健康づくりの推進と医療体制の充実

目標指標	指標の説明、考え方	基準値		目標値			
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・自殺者数	心身ともに健康でいられる健康づくりの推進状況を測ります。	82	人	21年中	75	70未満	60未満
・介護予防事業参加者数	高齢者が要介護状態とならず、可能な限り元気に過ごせることを目的とし、身体機能の維持・向上、栄養改善、口腔機能向上等の教室を開催しています。これらの事業の延べ参加者数を指標とし健康づくりの体制の充実度を測ります。	13,702	人	21年度	14,500	15,600	15,700
・65歳以上人口に対する介護保険の認定者数の割合	65歳以上人口に対する介護保険の認定者数(65歳以上の人のみ)の割合で、高齢者の介護予防施策の推進状況を測ります。	14.5	%	22年度 (10月 1日)	14.5	14.5	14.5
・がん検診受診者数	「がん検診」は、胸部・胃・大腸・前立腺・乳・子宮がん検診を実施しています。がん検診は、自己の健康管理と早期発見早期治療を目指しています。この指標で健康づくり体制の充実度を測ります。	95,153	人	21年度	100,000	102,000	105,000
・人口1万人当たり医師数	市内医療機関における医師数で医療体制の充実度を測ります。	17.66	人	20年度	18	19	20
・人口1万人当たり看護師数	市内医療機関における看護師数で医療体制の充実度を測ります。	54.8	人	20年度	56	59	62
・病診連携率	病診連携とは地域医療において、核となる病院と診療所が行う連携のことです。地域医療支援病院(横須賀共済病院、うわまち病院、市民病院)と診療所等との紹介、逆紹介の率を、医療法で定められた基準を維持することで地域医療連携の充実を測ります。	紹介 60.0 逆紹介 40.0	%	21年度	紹介 60.0 逆紹介 40.0	紹介 60.0 逆紹介 40.0	紹介 60.0 逆紹介 40.0

(5) コミュニティーへの支援

目標指標	指標の説明、考え方	基準値		目標値			
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・コミュニティセンター 1日当たり平均利用者数	地域の人々や各種団体が身近に手軽に、そして多目的に利用できる地域コミュニティづくりの場としてコミュニティセンターを設置しています。この施設の1日当たり平均利用者数(利用人数/全館の開館日数)でコミュニティへの支援の充実度を測ります。	186	人	21年度	187	189	191
・町内会・自治会の法人化団体数	市では、町内会・自治会の法人化の相談に力を入れ、登記所での登録にあたっては補助を行っています。法人化団体の総数でコミュニティへの支援の充実度を測ります。	116 (全町内会・自治会数 360)	団体	21年度	124	136	144

5 安全で快適に暮らせるまち

(1) 災害・緊急事態に強いまちづくり

目標指標	指標の説明、考え方	基準値			目標値		
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・耐震化された橋りょうおよび補強されたトンネルの数	市では災害に強いライフライン、都市施設、市街地づくりを進めています。耐震化された橋りょう、補強したトンネルの数で災害・緊急事態への対応状況を測ります。	橋りょう 10 トンネル 9	箇所	21年度	橋りょう11 トンネル 10	橋りょう12 トンネル 10	橋りょう12 トンネル 10
・災害時重要施設への配水管耐震化施設数	災害時に活動拠点となる医療施設や避難所指定施設などの重要施設へ給水している配水管について、優先的に耐震管へ布設替えを行います。これにより災害・緊急事態に強いまちづくりへの対応状況を測ります。 対象とした99施設のうち、86施設への配水管は耐震性を確保しており、残る13施設への配水管を期間内で耐震化します。	86	施設	21年度	90	95	99
・防災対策済みの公園・緑地の数	防災空間の確保に寄与する公園・緑地の整備状況を示す指標です。広域避難地の指定や町内会等が防災収納庫を設置し、防災対策に取り組んでいる公園・緑地の数で防災対策の推進状況を測ります。	136	箇所	21年度	142	154	166
・崖地防災工事施工箇所数	市では、崖崩れによる災害から市民の生命と身体を守るため、危険箇所への防災対策を推進しています。 工事施工箇所数の累積で防災対策の推進状況を測ります。	2,477	箇所	21年度	2,519	2,603	2,687
・防災協定の締結数	防災体制の充実のため、事業者と防災協定を締結しています。 さまざまな防災協定の中から、食料や生活関連物資における防災協定の締結数を指標とし、防災体制の充実度を測ります。	85	件	22年度	87	92	100
・自主防災訓練の実施率	市では災害に対する「自助」「共助」の体制を強化するため、自主防災組織の活性化策を促進します。この指標で自主防災活動の充実度を測ります。	65.5	%	21年度	70.0	85.0	100

(2) 安心して日常生活を送るための環境づくり

目標指標	指標の説明、考え方	基準値			目標値		
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・環境基準適合率	市では大気汚染や水質汚濁などの環境問題に対応するため、事業者や市民などの環境負荷低減の取り組みを推進しています。この指標は国が定める大気、水質、騒音、ダイオキシンなどに関する環境基準について達成できた全測定項目数の割合で表します。	98.1	%	21年度	100	100	100
・救急救命士数	求められる高度な救急医療サービスを提供するため、救急救命士を養成し、救急体制の充実を図っています。消防署員に占める救急救命士数で救急・救助体制の充実度を測ります。	55	人	22年 12月 現在	61	61	61
・普通救命講習等の受講者数	基本的な心肺蘇生法および自動体外式除細動器(AED)の安全な使用方法の講習の受講者数(年間3,000人以上目標)で応急手当に関する正しい知識や技術の普及啓発状況を測ります。	3,575	人	22年	3,000	3,000	3,000
・救急車平均到着時間	119番通報から救急車が到着するまでの平均到着時間で救急体制の充実度を測ります。	7.5	分	21年	7	7	7
・年間犯罪発生件数 (刑法犯認知件数)	市では犯罪のない安心して暮らせる環境をつくるため、地域、警察などの関係団体と連携し地域安全活動を推進しています。この指標で防犯対策の状況を測ります。	3,758	件	21年度	3,600	3,400	3,200
・交通事故死亡者数 (高速道路を除く)	市では交通事故のない安心して暮らせる環境をつくるため、地域、警察などの関係団体と連携し地域安全活動を推進しています。この指標で交通安全対策の状況を測ります。	9	人	21年度	8	7	5
・消費者講座・出前講座等の参加人数	悪質商法等の被害から市民を守るための消費者保護対策を推進しています。1年間の消費者講座等への参加人数で市民を守るための消費者保護対策の推進状況を測ります。	2,095	人	21年度	2,221	2,472	2,724
・行政検査の基準違反率	食の安全や衛生環境を確保するため、食品・環境営業に係る施設に対し監視、指導、啓発活動等を推進しています。この指標で食品・環境衛生対策の状況を測ります。	4.95	%	21年度	4.0	3.0	2.5

(3) 快適な暮らしを支える生活基盤づくり

目標指標	指標の説明、考え方	基準値		目標値			
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・水洗化人口率	市民の衛生的で快適な暮らしと水質保全のため、公共下水道への未接続の割合を減らし、接続を促進しています。水洗化人口率で市民の快適な暮らしを支える生活基盤づくりの推進状況を測ります。 【下水道使用人口／下水道利用可能人口】	94.9	%	21年度	95.7	96.9	98.0
・ごみの総排出量	市では、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、日常生活や事業活動から排出されるごみの量を抑制する取り組みを推進しています。 この指標でごみ処理の最優先順位である発生抑制の推進状況を測ります。	158,746	トン	21年度	156,080	151,296	145,605
・主要道路(都市計画道路)の整備率	都市計画道路は、法律(都市計画法)に基づいて、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のことです。この整備率で道路・交通環境の整備状況を測ります。	55.1	%	21年度	55.1	56.6	56.8
・交通事故件数	自動車交通の円滑化、安全性の向上のため歩道や交差点などの交通安全施設の整備・改良等を実施しています。 市内の年間の交通事故件数で道路・交通環境の整備状況を測ります。	2,128	件	21年度	2,100	1,900	1,700

(4) 地球環境問題への対応

目標指標	指標の説明、考え方	基準値		目標値			
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・市域の温室効果ガス排出量	市域における地球温暖化対策を推進します。その目標として、2021年度(平成33年度)に基準年度(1990年度(平成2年度))比で温室効果ガス排出量を20%削減します。温室効果ガス排出量の削減量で地球温暖化対策の推進状況を測ります。	2,385	千トン	20年度	減少	減少	2,059 (平成33年度目標)
・環境教育指導者派遣回数	学校や地域での自主的な環境教育・環境学習を支援するため、環境に関する専門的知識や経験を有する市民ボランティア等を「環境教育指導者」として、小中学校や町内会・自治会などへ派遣しています。指導者の派遣回数で、環境教育・環境学習の推進状況を測ります。	49	人	21年度	100	100	100

第6章 | まちづくりの推進姿勢

1 市民協働によるまちづくりの推進

(1) 情報公開・個人情報保護の充実

目標指標	指標の説明、考え方	基準値			目標値		
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・市政情報コーナー利用者数	市は、市民に対して行政情報の積極的な提供を図るため、市政情報コーナーを設置し、行政資料の配架・有償刊行物の販売等を行っています。その利用者数で市の情報公開の充実度を測ります。	13,515	人	21年度	13,500	14,000	15,000
・個人情報漏えい事故件数	市は、事故の多寡にかかわらず、個人情報漏えい事故を公表しています。この件数で、市の事務事業における個人情報の取り扱いが適切かどうかを測ります。	21	件	21年度	0	0	0

(2) 広報広聴活動の充実

目標指標	指標の説明、考え方	基準値			目標値		
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・広報よこすかの配布率	市の広報紙である広報よこすかの配布率で広報活動の充実度を測ります。	95.9	%	22年3月	96.0	96.0	96.0
・市ホームページのアクセス件数	市ホームページのアクセス件数(ページビュー)で広報活動の充実度を測ります。	925,884	回/月	22年12月	940,000	980,000	1,020,000
・報道発表案件の新聞等への掲載率	市長記者会見・投げ込み・レクチャーなど、報道機関へ発表を行った案件の新聞等への掲載率で広報活動の充実度を測ります。	42.0	%	22年4月～12月	44.0	47.0	50.0
・「ボイスバンク」登録件数	「ボイスバンク」は、市政に関する市民の意見・要望等と、それに対する市の回答をインターネット上で公開するシステムです。この登録件数から広聴活動の充実度を測ります。	486	件	21年度	500	500	500
・相談場所としての利用のしやすさ	総合計画進行管理のために実施する市民アンケートの「日常生活の困りごとなどを相談する場所として、市役所は利用しやすいかどうか」の設問に対して肯定的に回答した人の割合で市民相談の充実度を測ります。	—	%	—	—	—	—

(3) 市民協働の推進

目標指標	指標の説明、考え方	基準値		目標値			
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・市民活動サポートセンターに登録している団体数	市民活動サポートセンターに登録している市民公益活動団体数で市民公益活動の推進状況を測ります。	437	団体	21年度	450	470	490
・市民公益活動団体からの協働事業の提案数	市では市民公益活動の活性化を図り、市民の創意を生かし、個性豊かな地域社会を実現するために市民公益活動に対し補助等を行っています。 市民協働推進補助事業、企画提案型市民協働モデル事業への市民からの提案数で市民協働の推進状況を測ります。	18	件	22年度	20	20	20

2 効率的な都市経営の推進

(1) 機動的で効率的な体制づくり

目標指標	指標の説明、考え方	基準値		目標値			
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・市役所のサービスに対する満足度	総合計画進行管理のために実施する市民アンケートの「市役所のサービスに対する満足度」の設問に対して肯定的に回答した人の割合で効率的な執行体制の状況を測ります。	—	%	—	—	—	
・業務改善の報告および提案数	社会情勢に柔軟に対応することが組織には求められることから、市は事務効率の向上、業務の工夫などの業務改善を奨励しています。 業務改善の報告および提案数で機動的で効率的な執行体制の状況を測ります。	(報告)31 (提案)4	件	21年度	報告 および提案 計40	報告 および提案 計40	報告 および提案 計40

(2) 市政を支える意欲と能力のある人づくり

目標指標	指標の説明、考え方	基準値		目標値			
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・職員政策提案数	市では職員の資質の向上と市民サービスの向上へつなげることを目的とした職員からの政策提案制度があります。 職員政策提案制度への応募数で職員の意欲、能力を測ります。	20	件	21年度	30	30	30
・研修で講師を務めた職員の数(延べ人数)	庁内および外部の研修等で講師を務めた職員の数で意欲と能力のある職員の育成状況を測ります。	115	人	21年度	130	145	160

(3) 健全な行財政運営

目標指標	指標の説明、考え方	基準値			目標値		
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・基金（財政調整基金＋公有施設整備基金）残高	基金残高の推移で財政の健全化状況を測ります。	127	億円	21年度	120	残高確保	残高確保
・現債額（借金の増減）	市債残高の推移で、財政の健全化状況を測ります。	3,079	億円	21年度	3,050億円以下	減少	減少
・各種滞納（未納）債権回収率	本市では滞納対策をさらに強化するため債権管理条例を制定し、平成22年4月から施行しました。各年度の各種滞納（未納）債権回収率で財政健全化の推進状況を測ります。	現年度 96.7 繰越分 18.0	%	21年度	現年度 97.3 繰越分 18.0	現年度 97.5 繰越分 18.8	現年度 97.6 繰越分 19.2

3 地方分権と広域連携の推進

(1) 地方分権の推進

目標指標	指標の説明、考え方	基準値			目標値		
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・権限移譲事務数	市が自律的な行財政運営と独自性のある政策を展開するため、権限移譲を推進します。	86	事務	21年度	増加	増加	増加
・（仮称）地域運営協議会の設置数	市では現在「地域主体のまちづくり」を実現する新たな地域自治組織「（仮称）地域運営協議会」の設置について検討を進めています。本協議会の設置状況で住民自治の推進状況を測ります。	—	箇所	—	6	12	12

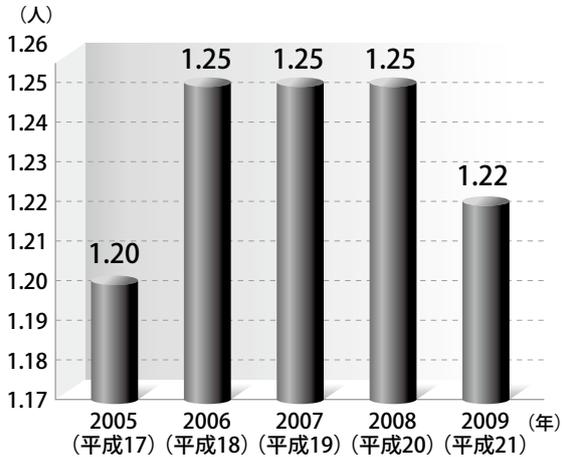
(2) 広域連携の推進

目標指標	指標の説明、考え方	基準値			目標値		
		単位	年度	2年後	6年後	10年後	
・事務事業における他自治体との連携数（法定）	他自治体と連携している事務事業（地方自治法に基づく広域連合、一部事務組合、協議会、機関等の共同設置、事務の委託）の数で広域連携の推進状況を測ります。	5	事務	21年度	5	5	5
・事務事業における他自治体との連携数（法定外）	他自治体と連携している事務事業（法定外）の数で広域連携の推進状況を測ります。	14	事務	22年度	15	15	15

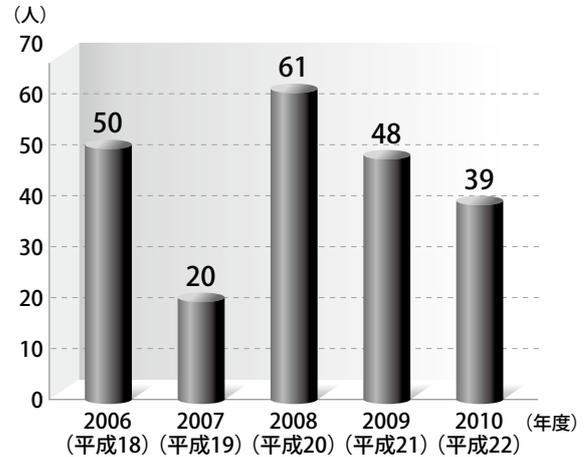
6 重点プログラムに関連する主な指標の実績

プログラム1 新しい芽を育むプログラム

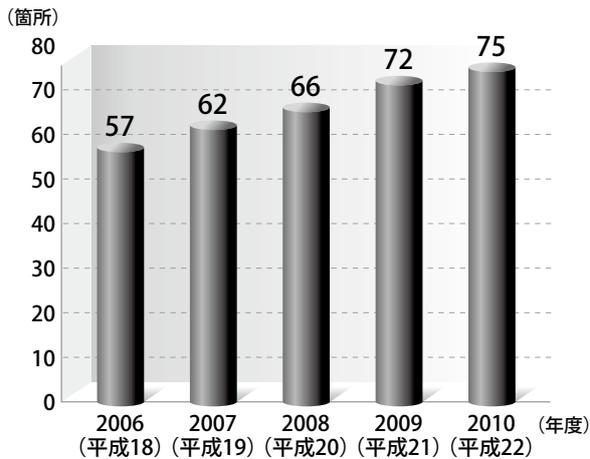
1-1 合計特殊出生率



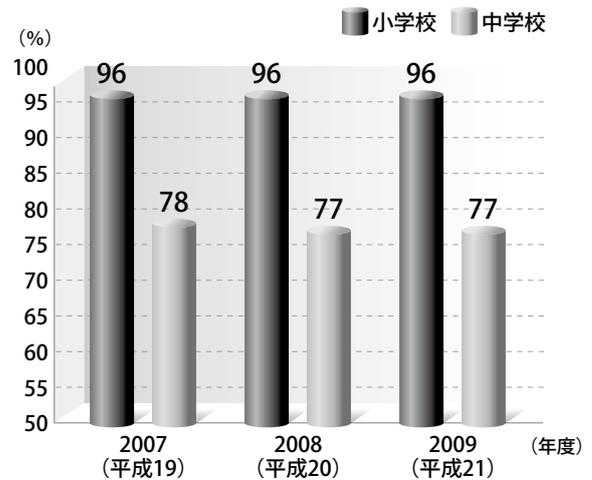
1-2 保育所待機児童数



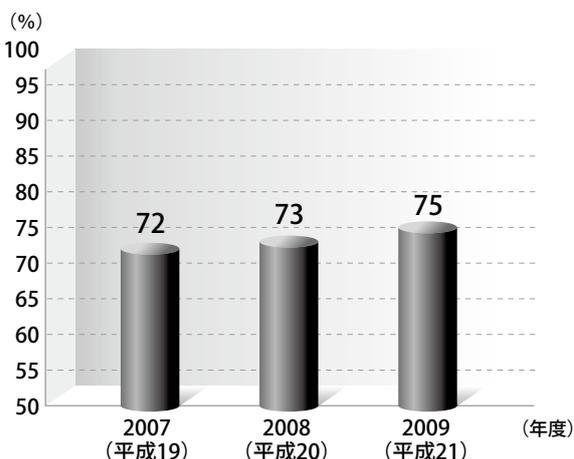
1-3 放課後児童対策施設設置数



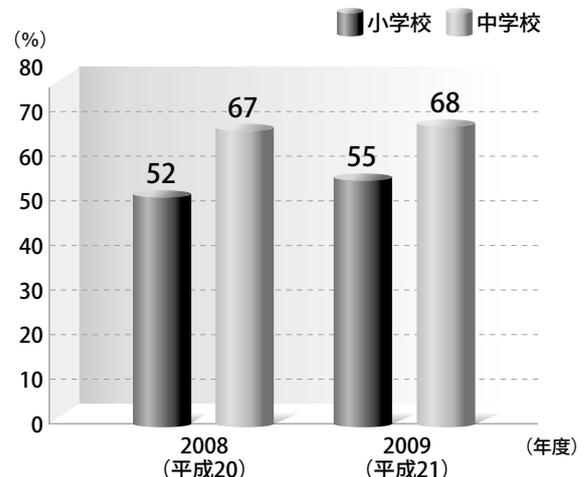
1-4 学習の基礎基本の習得状況(小学校・中学校)



1-5 英語によるコミュニケーション能力の習得状況

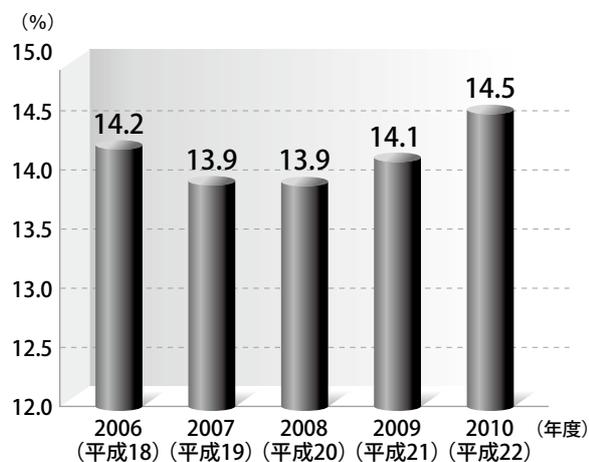


1-6 不登校児童生徒の学校復帰改善率(小学校・中学校)
(当該年度以前の3力年平均値)

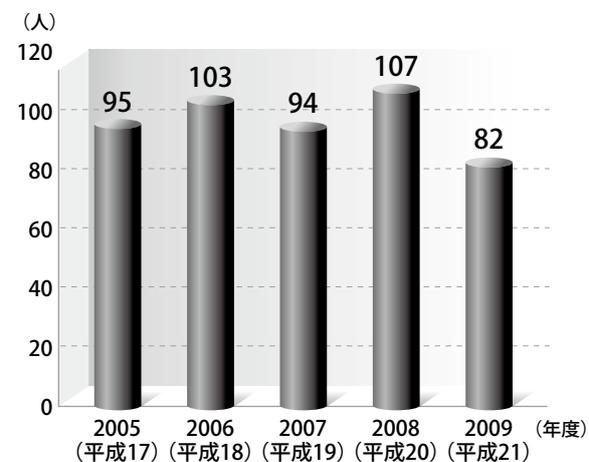


プログラム2 命を守るプログラム

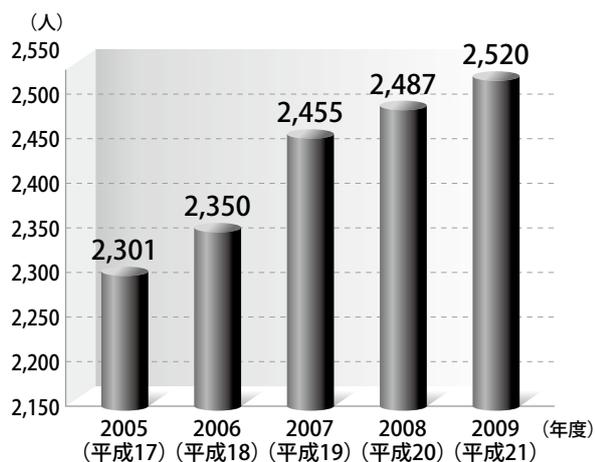
2-1 65歳以上人口に対する介護保険の認定者数の割合



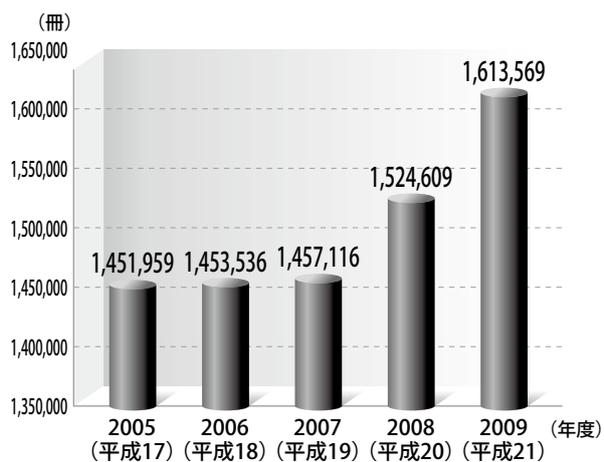
2-2 自殺者数



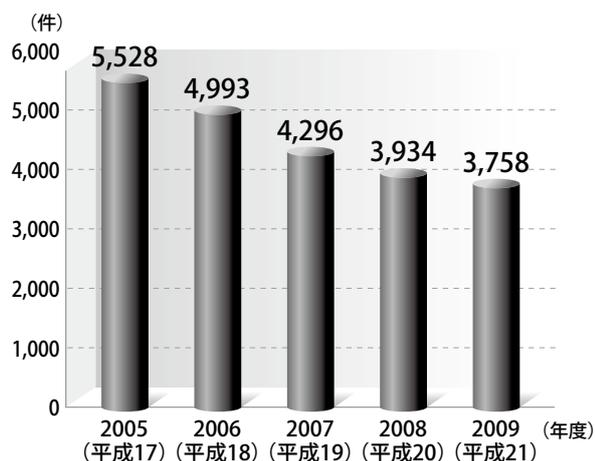
2-3 民間企業における障害者の雇用者数



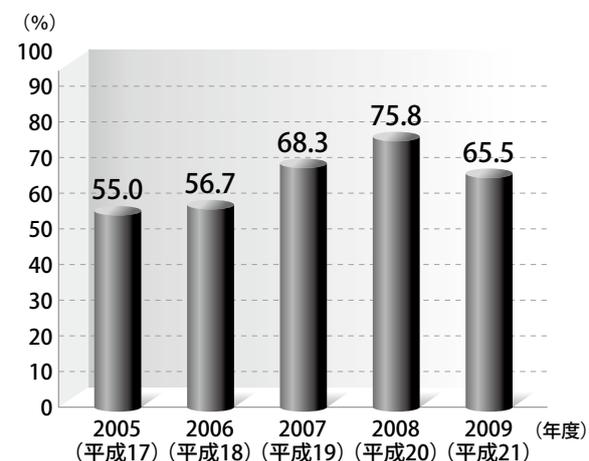
2-4 図書貸出冊数



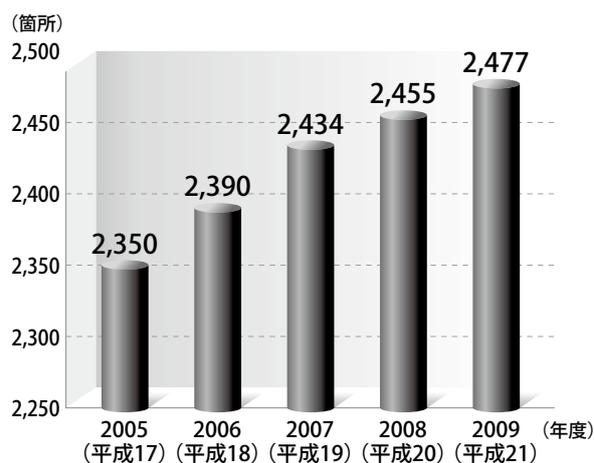
2-5 年間犯罪発生件数(刑法犯認知件数)



2-6 自主防災訓練の実施率

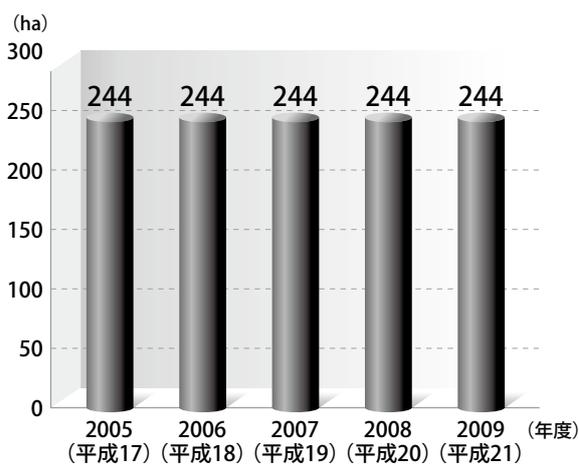


2-7 崖地防災工事施工箇所数

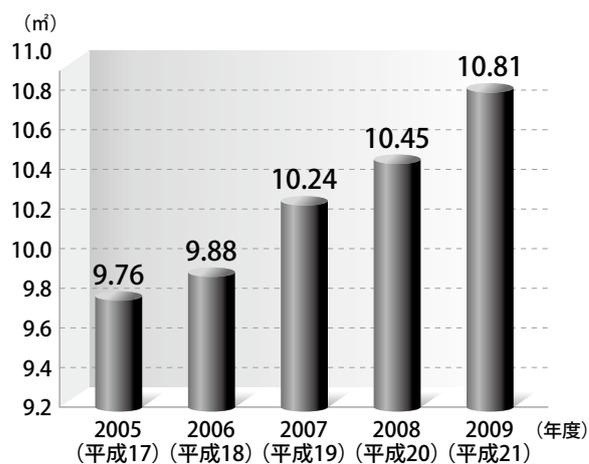


プログラム3 環境を守るプログラム

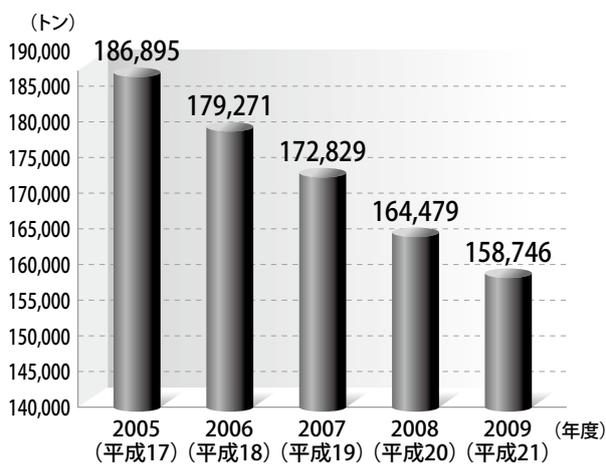
3-1 近郊緑地特別保全地区の指定面積



3-2 市民1人当たり公園・緑地面積

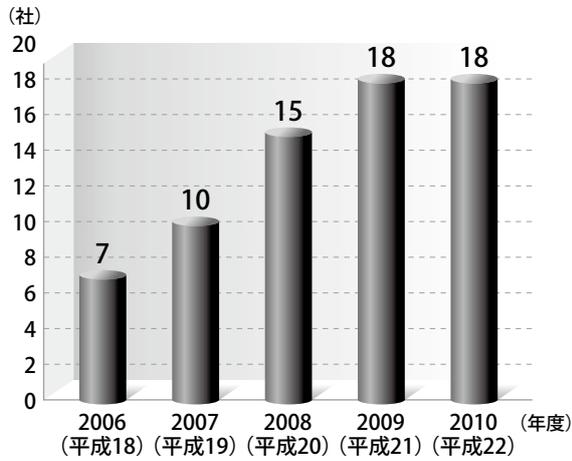


3-3 ごみの総排出量

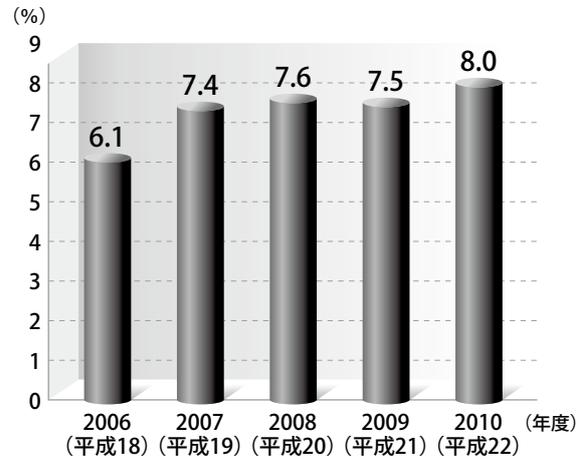


プログラム4 にぎわいを生むプログラム

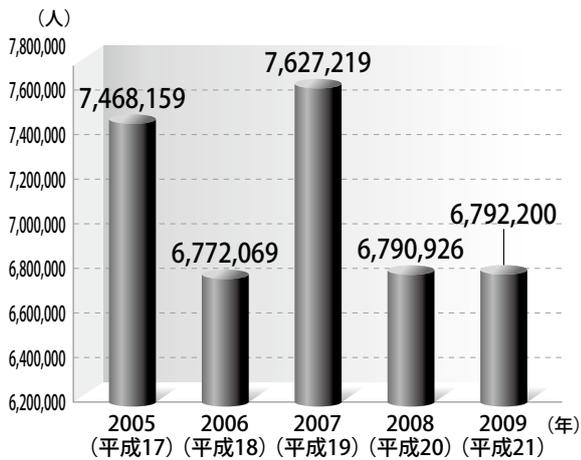
4-1 新規立地企業数
(企業立地奨励金および拡大再投資奨励金適用企業数)



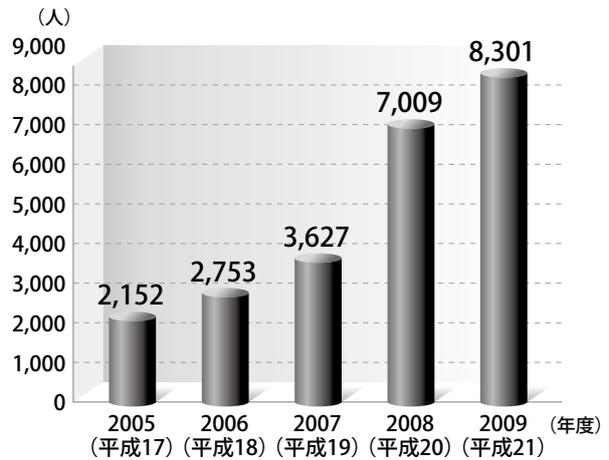
4-2 商店街における空き店舗率



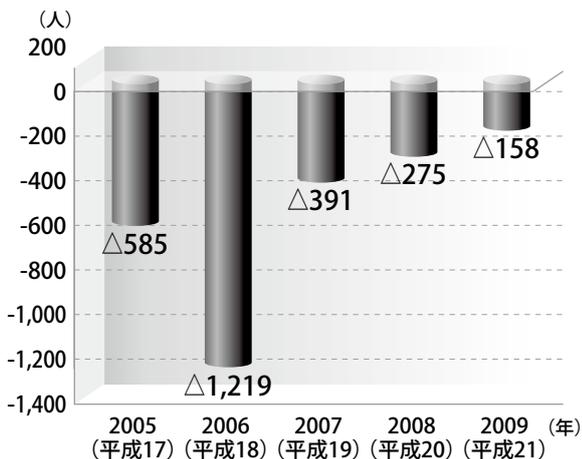
4-3 観光入込客数



4-4 観光ボランティアガイド等の案内実績数

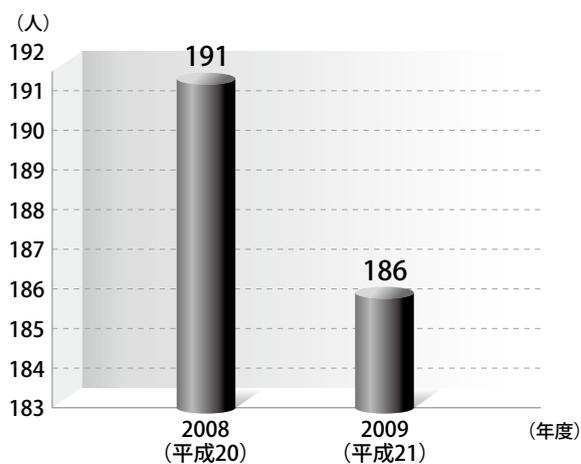


4-5 人口社会動態の数(30、40歳代)

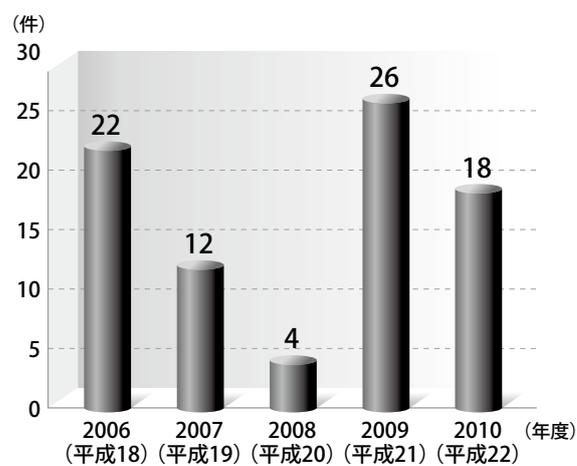


プログラム5 地域力を育むプログラム

5-1 コミュニティセンター1日当たり平均利用者数



5-2 市民公益活動団体からの協働事業の提案数



7 横須賀市基本構想

はじめに

わが国は現在、長寿化と少子化による人口構造の高齢化、インターネットの普及に代表される高度情報化、人々や企業の活動の国際化、資源、エネルギー消費の増大に伴うオゾン層の破壊や温暖化など地球規模の環境問題の発生という、大きな社会経済環境変化の渦の中にあります。また人々の価値観は変化し、生活行動も多様化しています。さらに阪神・淡路大震災や組織犯罪、金融不安などの発生によってわが国の安全神話は崩壊しました。

このように大きな変化の中で、人々は、快適な住環境や学ぶ場、職住近接によるゆとりなど、心の豊かさと生活の質を重視したまちづくりを求めています。地域間格差が縮小した今、都市は人々や企業によって選択される時代になり、画一化から個性化への発展が求められています。

また、横須賀には交通体系の改善、産業の活性化、財政の再建、新たな都市イメージの創出など、市民と企業と行政が協力して克服していかなければならないさまざまな課題があります。

これまですすめてきた平和産業港湾都市形成の精神を踏まえながら、人々が実感できる多様性のある豊かさの追求と横須賀らしい個性の創造をめざし、これまでの発想を超えた新しいまちづくりを行うことが必要です。

そのため、2025年に向けて「横須賀市基本構想」を策定します。

第1章 まちづくりの基本目標

1 都市像「国際海の手文化都市」

横須賀には、半島特有の海と緑や東京湾唯一の自然島・猿島などの自然、鎌倉時代の三浦一族の史実や開国期を彩った歴史と文化の資産、多くの外国人の居住による国際的雰囲気と市民レベルで広がる国際交流、世界に誇る横須賀芸術劇場や先端的な研究開発機関の集積などの地域資源があります。

これらの地域資源を活用することにより、科学や芸術など幅広い分野における国際貢献や、日常生活の中で創造的な活動ができ、世界に向けて情報発信ができる可能性を持っています。

このため横須賀は、まちづくりの基本目標である都市像を「国際海の手文化都市」として、自然環境をはぐくみながら、人々がさまざまな交流を広げ、豊かでゆとりある安心した生活を実現し、海から世界へ、そして未来へと開いていく、国際性豊かな感性あふれる文化都市をめざします。

2 まちづくりの基本的考え方

これまでの、経済優先の社会構造を背景に、開発と保全、企業の論理と生活者の論理などを対立するものとしてとらえがちでした。また、高齢者や障害者などと共に生活するという意識は必ずしも十分ではありませんでした。

心の豊かさを求めるこれからの時代は、一人ひとりの個性や異なる価値観を尊重するとともに、自然環境を大切にすることが必要となります。人と自然、人と人が同じ空間で生き、存在する共生が求められます。

また、横須賀が新たな発展の可能性を見いだすためには、異なる文化、生活習慣や新しい情報などと接することが必要となります。人と人、都市と都市が、あらゆる機会を通じて、相互によきパートナーとして影響しあい、実り豊かな活動を行っていく交流が求められます。

さらに、都市活力を維持し、持続的な発展を図るためには、これまでの慣習や概念にとらわれることなく、常

に新しいことに挑戦していく姿勢を持つとともに、貴重な地域資源を創造的に活用し、他の都市にない魅力を備えることが必要となります。新たに考え、決断し、行動する創造が求められます。

横須賀は、「国際海の手文化都市」の実現に向けて、「共生」と「交流」と「創造」を基本的考え方としてまちづくりをすすめます。

第2章 まちづくりの基本戦略

横須賀は、交通渋滞の解消、雇用の場の創出、集客力の確保など、直面する大きな課題を抱えています。これらの課題を克服するためには、広域交通ネットワークと新しい都市の魅力を備え、広く他地域との交流と連携を深めていくことが必要です。

東京湾口道路をはじめとする広域交通ネットワークの整備は、東京湾岸地域の経済や文化など、あらゆる分野で一層活発な交流を深め「東京湾環状交流圏」ともいべき圏域の形成を可能にします。横須賀も都市の魅力を高めることによって、これまでの地理的不利を克服し、新たな交流と連携を深めることができるようになります。

この東京湾環状交流圏の中で、横須賀は、国際的で個性的な知識や文化を発信し、人々が集まる魅力を備えるとともに、自然の恵みと職住近接によるゆとりを享受しながら、人々が安心して快適に暮らし、生きがいのある人生を過ごすことができる、「仕事」と「遊び」と「学び」と「暮らし」のバランスのとれた都市をめざします。そのため、次のことに重点的に取り組みます。

1 都市の知的創造性を高める

湘南国際村や横須賀リサーチパークなどの研究開発機関や高等教育機関の集積、既存産業の高度化を図るとともに、国際的なコンベンションを誘致し、新しい知識や技術が生まれるまちを創出します。

研究開発機関や高等教育機関の集積などによる「知的創造環境」を活用し、次の時代を担う人材を育てるまちを創出します。

マルチメディアを普及し、異なる生活様式や言葉を持つ人々が、コミュニケーションができ、新しい生活文化が生まれるまちを創出します。

2 都市の感受性を豊かにする

市街地の街路樹やオープンスペースを彩る四季の花や樹木、そして丘陵部の緑など、花と緑に覆われた美しい景観を形成し、都会的な雰囲気の中にも心がやすらぐまちを創出します。

テーマパークや海洋性レクリエーション施設、国際規模の会議施設やスポーツ施設などを備え、国内はもとより世界中から人々が集まり、楽しさと感動を与えるまちを創出します。

国際的な音楽コンクールやジャズ祭などの催しを横須賀芸術劇場などで行うことにより、新しい芸術文化が生まれるまちを創出します。

3 都市のゆとりを生み出す

新たな産業の創出や都心型住宅の整備により職住近接を実現するとともに、交通体系を整備し、時間的なゆとりを生み出すまちを創出します。

海や山などの自然の中でリフレッシュしたり、身近にある生涯学習やスポーツ、音楽などの場を通じてふれあいながら、生きがいのある人生を過ごし、住み続けたいと思うふるさとを感じるまちを創出します。

男女の性別にとらわれず、お互いを尊重しあい、多様なライフスタイルを選択することができるまちを創出

します。

子どもが心豊かで健やかに育ち、子育てに喜びや楽しみを持ち安心して子どもを育てることができるまちを創出します。

高齢者や障害者がいきいきと社会に参加し、安心して生活できる、長寿を喜べるまちを創出します。

第3章 まちづくりの基本条件

1 人 口

わが国は、21世紀初頭から総人口が減少し、高齢化が一層すすむと予測されています。この中で、横須賀だけが人口を大きく増加させることは望めません。人口減少や高齢化は、生産活動や消費活動に影響を及ぼし、都市の活力を低下させる懸念があります。

横須賀は、都市の活力を再生し、創造するため、都市活動を担う定住人口と交流人口を併せて「都市活力人口」とし、その増加をめざします。

このため、人口の流出を抑え、定住人口を維持するとともに、特に若年層の定着を促進し、人口構造の高齢化を抑制します。

また、東京湾環状交流圏などの形成により交流を活発にし、さまざまな目的で横須賀を訪れる交流人口を増やします。

2 産 業

戦後の横須賀は、旧軍港市転換法により産業用地が大量に供給され、比較的大規模な製造業が臨海部に多数立地し、輸送用機械器具製造業を中心に発展してきました。「産業が都市をつくった」といえます。

現在は、ソフト化・サービス化社会、情報化社会といわれ、サービスや知識、情報を提供する産業や、集客力の高い観光などの産業が重視されています。また、良好な自然環境と安全性、利便性、快適性を備えた魅力ある都市には多くの人が集まり、そして優秀な人材が育ち、新しい産業が生まれています。まさに「都市が産業を育てる」時代となっています。

横須賀は、時代の流れをとらえ、都市の魅力を創出し、産業を育てる都市をめざします。

このため、成長が期待できる産業を生みだす良好な生活環境と自然環境を創出します。

また、技術開発、新規創業などを生みだす人材、技術、情報が集まる基盤を形成するとともに、農業や漁業や中小製造業をはじめ横須賀を支えてきた産業の新たな成長を促進します。

さらに、集客力の高い商業やサービス業を集積します。

3 土地利用

横須賀は、三方を東京湾、金田湾及び相模湾の海に囲まれ、大楠山、衣笠山、武山及び野比にかけた市域中央部に連なる丘陵、海岸部及び内陸部の市街地などから構成され、平たん地は少なく、市街地が分散しています。

横須賀は、これらの特性を踏まえ、人と自然との共生に配慮し、都市的土地利用と自然的土地利用の調和を計画的にすすめ、良好な都市環境と都市活力を生みだす土地利用をめざします。

このため、海や緑などの自然環境の創造的活用や市街地の再整備による都市空間の創出を図り、新しい都市文化や産業をはぐくむ都市活動の拠点や地域の核を整備し、創造します。

また、さまざまな都市機能を結びつけ、人々のいきいきとした交流を促進する、市内交通ネットワークや広域交通ネットワークによる軸を形成します。

さらに、海と山と市街地の緑が互いに連続しあう自然に包まれた都市環境を生みだし、海と緑の自然ゾーンや住機能、産業機能などのバランスのとれた市街地ゾーンを地域の特性に応じて形成します。

第4章 まちづくり政策の目標

横須賀は、「国際海の手文化都市」を実現するため、「共生」と「交流」と「創造」を基本的考え方として、次の5つをまちづくり政策の目標とします。

第1に、地域資源を積極的に活用し、都市の魅力を向上させ、情報発信を行うとともに、人、もの、情報などの流れを支えるネットワークを形成し、市外から多くの人を訪れる、「いきいきとした交流が広がるまち」をめざします。

第2に、市民共有の財産である自然を守り、育て、創造的に活用し、自然との共生のもとに、日常生活や経済活動を充実させ、人々が働き、学び、遊ぶことに喜びを感じられる、「海と緑を生かした活気あふれるまち」をめざします。

第3に、横須賀ならではの地域文化や新しい文化を創造するとともに、一人ひとりが、生涯を通じて学習でき、自己実現の機会を享受できる、「個性豊かな人と文化が育つまち」をめざします。

第4に、基本的人権が尊重され、保健、福祉、医療の充実した、心のふれあいがある良好な生活環境のもとで、等しく、健やかに、安心して暮らすことができる、「健康でやさしい心のふれあうまち」をめざします。

第5に、災害に強い都市構造、質の高い生活基盤、環境にやさしい循環型社会を築くとともに、都市生活の安全性とモラルを向上し、「安全で快適に暮らせるまち」をめざします。

1 いきいきとした交流が広がるまち

- (1) 全国や世界への情報発信に向けて、インターネットをはじめ、あらゆるメディアを積極的に活用します。
- (2) 国際交流や国内でのさまざまな交流を支える人材や団体を発掘し、育成し、活用します。
- (3) 余暇、知識、情報などの交流の場や人を呼び込む機会をつくります。
- (4) 横須賀港の機能を強化し、超高速貨物船（テクノスーパーライナー）などに対応した新たな物流拠点の形成をはじめ、海に広がる国内外とのネットワークを形成します。
- (5) 広域幹線道路などの整備を図り、東京湾口道路をはじめとする陸に広がるネットワークを形成します。
- (6) 光ケーブル、通信衛星、C A T V網などを活用した双方向の情報通信ネットワークを形成します。

2 海と緑を生かした活気あふれるまち

- (1) 海や山林を積極的に手入れするなど、生活に潤いをもたらす自然環境を保全します。
- (2) やすらぎのある都市空間を創出する自然環境を積極的に再生し、創造します。
- (3) 海や緑とふれあえる場や自然豊かな公園を整備するとともに、国営公園の誘致を図るなど、自然環境を創造的に活用します。
- (4) 農業、漁業などを自然共生型産業として振興します。
- (5) 人材、技術、情報などを生み出す高等教育機関や研究開発機関を集積するとともに、成長が期待できる産業の誘致や起業支援を行います。
- (6) 中小製造業やサービス業などをはじめとする既存産業の技術開発や業態転換、情報化への支援を行うとともに、異業種交流をすすめます。
- (7) 高齢者、障害者、女性等の就業支援などを行い、だれもが働きやすい環境をつくります。
- (8) 商業、業務、アミューズメント機能などを集積し、市街地のにぎわいをつくります。

- (9) 可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合を要請します。また、返還施設は、都市活力の創造に向けて、早期に転用します。

3 個性豊かな人と文化が育つまち

- (1) 子どもの個性や創造性を伸ばす保育、教育を充実するとともに、子どもが心豊かで健やかに育つ地域環境をつくります。
- (2) 生涯を通じて、スポーツや芸術文化を楽しむことができ、多様な学習ニーズに対応できる場と機会を充実するとともに、地縁にとらわれない交流と連帯を支援します。
- (3) 高等教育機関、研究開発機関、企業などの連携により、人づくりのためのしきみをつくります。
- (4) 海と緑の自然、国際性、歴史、横須賀ゆかりの人々などの資源を生かした地域文化を掘り起こし、継承し、振興します。
- (5) 美術、音楽、演劇など多彩な芸術文化を通じた国内外との交流により、新しい文化を創造します。
- (6) 市民や来訪者が親しみと愛着を持つことができ、魅力を感じられる秩序ある美しい都市景観をつくります。

4 健康でやさしい心のふれあうまち

- (1) すべての人々が互いの存在を認めあい、差別を受けることなく、生活できる環境をつくります。
- (2) 高齢者や障害者をはじめ、すべての人々が安心して利用できる施設や社会参加できる機会をつくるなど、バリアフリーのまちづくりをすすめます。
- (3) 保健、福祉、医療の連携をすすめ、総合的な地域福祉サービスの質を高めます。
- (4) 総合的な地域福祉サービスを支える人づくりや場づくりをすすめます。
- (5) 地域医療のしきみを確立するとともに、身体の健康の維持・増進や心の健康に対するケアを充実し、生涯を通じた健康づくりをすすめます。
- (6) コミュニティへの支援を行うとともに、世代間の交流をすすめます。

5 安全で快適に暮らせるまち

- (1) 都市施設などの耐災性の向上、ライフラインの多重化、オープンスペースの確保など、災害に強い都市構造を構築します。
- (2) 地すべりやがけ崩れなどの防止対策をすすめます。
- (3) 災害時に安全な避難や円滑な消火活動が行えるよう谷戸対策をすすめ、快適な生活環境をつくります。
- (4) 防災意識の啓発や自主防災活動を充実するとともに、災害時の救援・救護体制、復旧体制や災害情報通信ネットワークを整備します。
- (5) 消防、救急、救助体制を充実します。
- (6) 産業活動や日常生活に伴う公害防止をはじめ、防犯、交通安全、消費者保護などの対策をすすめます。
- (7) 快適な暮らしを支える生活基盤として、上水道、下水道、道路、公園、河川などを整備します。
- (8) 多様なニーズに対応した良質な住宅づくりをすすめます。
- (9) 廃棄物の発生や散乱を抑制し、減量化、資源化、再利用をすすめ、清潔できれいな環境をつくります。
- (10) 環境にやさしいクリーンエネルギーを活用します。

第5章 まちづくりの推進姿勢

地方財政を取り巻く環境が厳しさを増し、行政需要が多様化するこれからの時代のまちづくりでは、市民の自主的な行動のもとに、市民と企業と行政がよきパートナーとして連携することが必要です。行政とともに市民も企業も新しい時代を切りひらく創造性を発揮し大胆な改革をすすめ、自らの知恵と責任でまちづくりに取り組まなければなりません。

このような中で行政は、中央主導の政策に依存、追従するのではなく、自立性を持って、新しい課題に対応できる効率的な都市経営を行うため、積極的な行財政改革の推進や地方分権拡充への努力をすることが必要です。

また、市民の日常生活圏は行政圏域を越えて広がっており、一自治体だけで取り組むには解決が困難な課題もあります。市域を越えた行政の積極的な交流と連携が必要です。

そのため、次の3つを基本としてまちづくりをすすめます。

1 市民協働によるまちづくりの推進

- (1) 情報の公開、情報の提供を積極的に行い、情報の共有化をすすめるとともに、個人情報の保護を充実します。
- (2) 広聴活動を充実し、市民や企業のニーズに柔軟に対応します。
- (3) 計画策定や事業実施に当たっては、市民や企業との合意形成の機会を充実し、協働してまちづくりに取り組みます。

2 効率的な都市経営の推進

- (1) 時代のニーズに合う機能的で簡素な組織づくりや政策立案機能を強化するとともに、職員の意識改革、創造力と行動力の豊かな人材の育成、効果的な人員配置などを行います。
- (2) 市民や企業のニーズに柔軟に対応して事業を見直し、また、経費の節減、市債依存体質からの脱却、自主財源の確保など財政の健全化をすすめるとともに、情報化を推進します。

3 地方分権と広域連携の推進

- (1) 地方分権の拡充による国や県との役割分担の見直しと自治体の自己決定権の拡大を推進します。
- (2) 市民生活における広域的な対応を図る必要がある分野について、国、県及び近隣市町との交流と連携を推進します。

(平成9年3月25日 議決)